

社 労 連 第 339 号
平成 22 年 8 月 25 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金 田 修
(公 印 省 略)

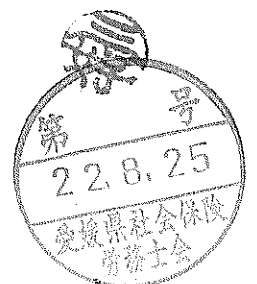
毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営につきましてご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より「毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について」（写）のとおり調査協力依頼がありましたので、貴会会員の事務所及び関与先事業所が当該調査の対象に指定されました際には、ご協力方格別のご配慮をお願いいたします。

調査の実施方法等の詳細につきましては、前述別添（写）をご覧のうえご確認いただきますようお願い申し上げます。



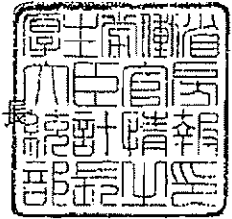


統発0728第3号
平成22年7月28日

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田修 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を2種類に分け、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、5～29人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成22年8～9月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった5～29人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成23年1月分から、原則として18か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成23年1月に統計調査員は調査依頼の訪問を、2月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」及び「まいきん」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区 市区町村名一覧

第9組

都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名
愛媛県	松山市				
愛媛県	今治市				
愛媛県	八幡浜市				
愛媛県	西条市				
愛媛県	四国中央市				
愛媛県	喜多郡 内子町				
愛媛県	北宇和郡 松野町				